

令和2年度第3回多良木町議会(9月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年9月1日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年9月8日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和2年9月8日			午前11時53分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	7番	源嶋 たまみ		8番	豊永 好人	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名	
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教 育 振 興 課 長	黒 木 庄 一 朗	
	副 町 長			教 育 振 興 課	中 村 綾 子	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋		健 康 ・ 保 険 課	和 泉 理 恵	
	総 務 課 長	仲 川 広 人		町 民 福 祉 課 長	大 石 浩 文	
	総 務 課	金 子 め ぐ み		町 民 福 祉 課	恒 松 つ ぐ み	
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子 ども 対 策 課 長	新 堀 英 治	
	企 画 観 光 課	村 上 大 輔		子 ども 対 策 課	大 石 尚 美	
	税 務 課 長	平 川 博		環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信	
	税 務 課	淵 田 美 春		環 境 整 備 課		
	農 委 事 務 局 長	小 田 章 一		農 林 課 長	水 田 寛 明	
	会 計 室			農 林 課	竹 下 政 孝	

会 議 に 付 し た 事 件

報告第10号	令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
議案第15号	令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事請負変更契約の締結について
議案第16号	令和2年度多良木町民体育館改修工事請負契約の締結について
議案第17号	多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第18号	令和2年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第19号	令和2年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第20号	令和2年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第21号	令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第22号	令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第23号	令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第24号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第25号	令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
議案第26号	令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第27号	令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第28号	令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第29号	令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので会議は成立いたしております。

なお、副町長島田保信さんから欠席届が出ております。その他は全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 17 号」 多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、議案第 17 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、多良木町税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 18 号」 令和 2 年度多良木町一般会計補正予算(第 4 号)

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 2、議案第 18 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番久保田武治さん。

○9 番(久保田 武治君) 1 点だけお伺いいたします。20 ページのですね、目の林業用施設災害復旧費ということで、節の 12 に委託料が上がっております。これ積算システムネットワークの運用整備委託料っていうふうになってるんですが、この委託のですね、目的といいますか効果、そしてどこに委託をされるのか、そういうことを含めてちょっとお尋ねをしたいんです。

○議長(高橋裕子さん) 水田農林課長。

○農林課長(水田寛明君) それではお答えいたします。委託料の積算システムネットワーク運用整備委託料 22 万円になりますけれども、こちらにつきましては、株式会社 TUC というところに委託をしております。

こちらの方で今回災害におきまして、この積算システムが 1 台のパソコンでしか扱えないというようなことになっておりましたけれども、今回ライセンスを追加しまして、複数台で作業ができるように、今回委託の方をさせていただいております。これによりまして 4 台のパソコンで積算の方をできるということになりまして、うちの林務係の方で対応ができるようになったという形で今回上げさせていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 18 号、令和 2 年度多良木町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 19 号」 令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 19 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 19 号、令和 2 年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 20 号」 令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 4、議案第 20 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。
お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 20 号、令和 2 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、

原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第21号」 令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

- 議長(高橋裕子さん) 次に、日程第5、議案第21号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号、令和2年度多良木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第22号」 令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の
認定について

- 議長(高橋裕子さん) 次に、日程第6、議案第22号、令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号、令和元年度多良木町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7 「議案第23号」 令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(高橋裕子さん) 次に、日程第7、議案第23号、令和元年度多良木町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
9番久保田武治さん。
- 9番(久保田 武治君) 2点お伺いしたいと思います。まず一つはですね、78ページの款の

総務費の目、一般管理費、節 14 に使用料及び賃貸料っていうのが出ておりますが、その中で住宅借上料の 78 万 2,820 円というのが歳出されております。

これは前年度は 18 万 1,804 円だったんですが大幅に増えておりますが、この辺のいわゆる支出の内訳、その点についてお伺いしたいっていうのが 1 点目。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。これにつきましては今、職員を熊本県の方に派遣しておりまして、その派遣職員が住んでおります住宅の借上料を支出いたしております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番久保田武治さん。

○9 番（久保田 武治君） 二つ目ですね、178 ページになります。農林水産業費の目 7 の畜産業費、節 19 の負担金補助及び交付金っていうふうになってて、予算額が 485 万 7,000 円に対して支出済額が 292 万 1,035 円ということで約 4 割、40%の 193 万 5,965 円が不用額というふうになっております。

それで、この事業の内容がですね、補助ということで素牛導入、確保促進、それから補助というのが実際に見込みが少なかったりとか、あるいはその予算そのものを過大に計上していたためにこのような不用額が出てきたのかどうか、そのことを含めてご説明いただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではご説明いたします。優良繁殖雌素牛導入促進事業補助、その下の優良繁殖雌素牛確保促進事業、こちらにつきましては、農家さんの方ですね、要望調査の方を 2 回行っております。5 月の 10 日と 12 月の 5 日に要望調査を行っております。その内容としまして、確保の方で 14 頭、導入の方で 7 頭の要望の方が上がっております。

実際的にこの補助金を使われたのが確保の方で 14 頭、導入で 1 頭という形になっております。こちらにつきましてはやはりその時のですね、牛の価格あるいは確保につきましてはですね、出すか出さないかというのがどうしても価格に絡んできます。

導入につきましてもやはり買う時の金額がかかってきますので、要望されてもなかなか思い通りにはならないというふうなところもございますので、利用の方はですね、これからも推進していきたいというふうには思っておりますけれども、ここは農家さんの希望でございますので、実績の方はこういった形になってしまいました。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、令和元年度、多良木町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 8 「議案第 24 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 8、議案第 24 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別

会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 9 「議案第 25 号」 令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 9、議案第 25 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、令和元年度多良木町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 10 「議案第 26 号」 令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 10、議案第 26 号、令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、令和元年度久米財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 11 「議案第 27 号」 令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 11、議案第 27 号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、令和元年度多良木町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 12 「議案第 28 号」 令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 12、議案第 28 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、令和元年度多良木町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 13 「議案第 29 号」 令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 13、議案第 29 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。
お諮りします。
本件について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。
したがって、議案第 29 号、令和元年度多良木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第 14 一般質問

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第 14、一般質問を行います。順番に発言を許可いたします。
9 番久保田武治さんの一般質問を許可いたします。
9 番久保田武治さん。

久保田武治君の一般質問

○9 番(久保田 武治君) おはようございます。まずは 7 月豪雨で犠牲になられた方々へのお悔やみと被災された皆さんの 1 日も早い復旧復興が果たせるように心からお祈りを申し上げます。質問に入ります。

まず一つ目の 7 月豪雨についてということなのですが、本町の豪雨被害と今後の対策について伺いたいというふうに上げております。まず甚大な被害で不通となっているくま川鉄道の復旧についての取り組みをどのように今進められるのかということなのですが、私もこの間、通学生の保護者の皆さんから通学や経済的な負担はどうか、あるいは復旧が本当にできるのかなど、そういう不安の声を多くお聞きしました。

報道によりますと、8 月 27 日のくま川鉄道臨時取締役会において、国の財政支援を前提とした鉄道の復旧が決まった。ただし、全会一致ではなかったということをお知らせいたします。

国が復旧費全体の 97.5%を持ち、残りの 2.5%を地元自治体で負担するというようなのですが、これから復旧に向けたプログラムや計画の策定がなされていくってということだと思っております。それに関して幾つか伺いをしたいと思います。

まずですね、町長ご自身が今回の結論に対してはどのような思いやお考えを持っておられるのか、一つ簡潔で結構ですので。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可いたします。
吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) おはようございます。今議員おっしゃったとおり、甚大な被害をくま川鉄道受けました。私も何箇所か行ってきたんですが、特に川村あたりはですね、非常に厳しかったかなと思います。それから鉄橋が落ちておりますので、こちらもなかなか復旧にはですね、時間がかかるんじゃないかなというふうに思います。

今おっしゃいました 8 月 27 日の取締役会がありましたけれども、その取締役会で人吉のクリーンプラザで広域行政組合の議会が開かれておりました、そのあと議会終了後に別室で取締役会が開催されました。全会一致ではなかったと今おっしゃいました。全会一致ではなかったんですが、議事録を後で確認をしましたら、皆さんが賛成であれば、私も賛成であると

いうことを言うておられますので、最終的には全会一致であったというふうに私もほかの 10 市町村長全員、全会一致というふうな認識を今現在はおしております。

その前にですね、臨時役員会というのが 7 月の 28 日にあさぎり町の役場の会議室であっております、このときはまだ余り情報をくま川鉄道の方もですね、持ってらっしゃらなくて、市町村長からはいろんな考え方がその時述べられたんですが、とにかく鉄道でなければならぬ理由がまだ積然としたものではないということですね。

それからバス、その他の輸送機関は考えられないのかっていう、あの今いろんなところで気仙沼とかですね、大船渡あたりに使われている B R T というバス・ラピッド・トランジットという大量輸送のバスですね、こちらをくま川鉄道の鉄道を、あそこ全部コンクリートで固めて、輸送できないかということだったんですが、こちらの方は鉄橋がありますよね、鉄橋の方はまた迂回して普通の一般国道を走らなければならないということもありますので、これはまた 28 日に 8 月のすいません、27 日に説明がいろいろとありました。そういう幾つかの輸送機関を比較したときに、財政的な精査をきちんとしてほしいという要望がありまして、鉄道が回復するとしても複数年かなりかかるだろうということで、その間の子どもたちの通学バスはそのまま継続できるのかということですね。

そういうそれから従業員のその間の身の振り方はどういうふうになるのかということの町長からそういう心配がありまして、そういう論議が交わされて、とにかく情報を集めてもう 1 回、臨時役員会、すいません取締役会でそれを提示してほしいというお話がその時ありまして、7 月 28 日はそういう形で終わりました。

そして、8 月の 27 日、先ほどおっしゃった取締役会が開催されたということです。取締役会の結論はその後、報道でありましたけれども、さっきおっしゃいましたように、くま鉄の再生を目指して、今からやっというということで、一応全会一致。で S 村のですね、村長さんがちょっと違うということを最初言われましたけれども、最終的には同意していただいたということです。

決め手になりましたのは、幾つか交通機関をですね比較しましたときに、くま川鉄道と代替バス、それから地域の乗合バスそして B R T ということをこの 4 者を比較しましたときに、ピーク時の輸送人員が 420 名ということ、全体で 850 名子どもたちいるんですけど、このピーク時の輸送人員の 420 名を道路交通機関でも、鉄道以外の道路交通機関でもこれは難しいだろうということがありました。それから、先ほど言われた運営費の補助について、

○9 番 (久保田 武治君) 町長の考え方をちょっと聞いてますんで、ちょっとまとめてもらっていいですか。結果は結構です。

○町長 (吉瀬 浩一郎君) 全部ご存じであれば、私の考え方であればですね、もう私も全会一致ということですので、ぜひくま川鉄道を復旧して、そしてまた、今 8,000 万ほどですね毎年くま川鉄道に拠出をしておりますけれども、そこらあたりももう 1 回考えをきちんと整理しながらですね、くま川鉄道の復旧復興ということで、10 市町村一緒に頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長 (高橋裕子さん) 9 番。

○9 番 (久保田 武治君) そこでですね、二つ目に復旧費用の概算、あるいは地元自治体の負担額、復旧に要する工期などはいつ頃までに判明するのか、その辺の見通しについてちょっとお答えいただきたいんですが。

○議長 (高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長 (吉瀬 浩一郎君) 取り扱い注意になってますので、正確には正確な情報はまた議会の議員さんの懇談会とか、また全協あたりで詳しくまたご説明ができると思いますが、相当な費用がかかります。

しかしですね、決定的なのは、くま川鉄道を選ばれた決定的な理由は、ほかの代替バス、

地域乗り合いバス、バスのBRTあたりは、こちらはすべて業者の負担になるということですね。ですから鉄道の場合は 97.5%が国の方で負担をいただく、そして県の方からも負担をいただくというような話、これはまだ正式な決定ではありませんけれども、があっておりますので、町村の負担が 10 市町村の負担がこちらの方が圧倒的に少なくて済むということがありますので、まず、そこで、費用面でくま川鉄道ということに決定しました。

先ほどもちょっと言われましたけれども、今どのくらいの費用で走ってるのかという、今、産交さんとつばめタクシーさん

○9番(久保田 武治君) いや、いつごろまでにその決めるんですかっていうことを聞いてます。

○町長(吉瀬 浩一郎君) いつごろまでに、はい。これはもう決まっておりますので、ほぼこの形で先日取締役会には、熊本県の交通の局長も来ておられましたので、全会一致ということですので、合意を得たということでこのまま進んでいきますが、いつから着工とかそういうことはこれからまた国に要望等々ありますので、そちらの方で財源的なものがきちんと決まった段階ですね、行っていくということで、そちらのほうはまだ未定となっております。今現在どういう費用で行ってるかということはいいいですかね。

○議長(高橋裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) 要するに今の時点でははっきりしないということですね、はい。

三つ目にですね、復旧するまでの通学については、現在のような代替バスの運行が継続するのかどうか、あるいはその際に保護者の費用負担ってというのがどのようになるのか、そのあたりについてちょっとお尋ねをしたいんですが。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 今のご質問だと、やっぱり保護者の費用負担ということですので、先ほどもちょっと言いかけた現在どういうふうになってるのかっていうことをお話ししないとなかなかその辺が難しいかなと思いますので。

現在、産交さんですね、それからつばめタクシーさんとむつみ交通さんの3社で大型10台、小型3台で運行してるということですね。朝は上り3便、下りが2便。夕方は上りが4便と下りが3便ということで運行しておりますが、こちらがですね、この数字はもう公にしているということですので1日167万円かかっております。高いです。これ委託になってるものだからですね。直営だとこんなかからないと思うんですが、委託で167万円。で5日間ですので、現在、土曜日曜と祝祭日は運転をしておりますので、5日間で835万円。で週にすいません、掛けるの4週ということでひと月がですね、大体3,340万円ほどかかるという。年間はこれお休みが、夏休み等々ありますので、年間で計算すると約3億9,600万ほど現在の形でいくとかかるということです。

それで、今どういうふうになってるかというと、定期券で保護者の方の負担は定期券だけで済んでおります。その残りの足りない分はどこが負担しているのかと言いますと、熊本県が今負担をいただいているってということで、これはちょっとどういう補助金かっていう名前が、高等学校通学支援事業県高校教育課ということで、この支援事業の方で定期を除いた他のかかった費用ですね、これは全額、熊本県の方で負担いただいているということになります。

○議長(高橋裕子さん) 9番。

○9番(久保田 武治君) ということは保護者の負担は従来どおりというふうなことで理解をしてよろしいんですね、はい、わかりました。

次にですね、孤立状態になっている槻木地区の県道復旧の取り組みと見通しについて伺いたいというふうに上げてます。

私も8月の2日に矢上代議士と西米良経由で現地に入りました。そして崩落現場を調査し、

住民の方たちから困り事やご要望をいただいて、小林経由で帰ってまいりました。

いずれのルートを利用するにせよですね、2時間ほどかかる運転は、高齢者の方々には大変な苦痛を伴う。そんな思いと、それから槻木地区がほんとに孤立状態、陸の孤島状態に置かれているなっていうことを実感しました。

さてこの問題については後日ですね、同僚議員も細かく鋭く質問をなされるというふうに思いますので、基本的なことをちょっとお伺いしたいと思います。

まず4日にも議会の現地調査と委員会でも説明をいただきました。確認の意味でですね、復旧の取り組みの進捗状況と見通しについて簡潔にお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。槻木地区の県道の災害復旧工事の取り組みにつきましては、先月、8月9日の日に球磨地域振興局土木の方から槻木地区の区長さん方の方にですね、状況説明と今後の復旧方針の説明がございました。

県境付近での中河間多良木線の路面崩壊箇所につきましては、町有林に現在、仮設道路を設置して対応している状況でございます。また路肩が崩壊しております槻木の石ニタ地区の被災箇所の復旧目標につきましては、令和3年3月を目指して今現在、工法の検討に入っているというふうに聞いておるところでございます。という入りたいという説明がございました。

現在ですね、石ニタ地区におきましては、ボーリング調査等がもう終了しております、その結果をもとに、復旧工法の検討を今行っているということです。この石ニタ地区の工区につきましては、復旧工事を先行させるために、工事の完成後に災害の査定を受ける応急本復旧工事で一応取り組む方針というふうに聞いております。ほかの決壊箇所につきましてもこの方式で早急に対応していきたいというような考えも持っております。

また、県境付近の被災箇所でございますけれども、こちらにつきましても10月頃までには国の災害査定の方を受けまして、復旧工事の方に入っていきたいということでございますけれども、復旧工事の時期については、現在のところ明確にするのは難しいとのことでございます。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、1日も早い復旧復興が急がれるわけなんです、それに対する町長の思い、決意をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先日、7月の災害があったときもですね、随分あちこち崩落しております、山崩れ等々もあってですね、救急車が行った時も山崩れがしたというふうな話も聞いておりますので、本当は本当はですね、できればこちらの方に避難をできていただくとか、こちらに移って住んでいただくとかというのが1番いいと思うんですが、やはり生まれ育った場所っていうのは思い入れがありますので、なかなか難しい面もあります。

しかし、やはり槻木の方を孤立させてはいけないという気持ちがありますので、早急に町の方では、小林の方に通るルートがガードレールだけ残して全部落ちておりましたので、こちらの方を早急に熊本県の方に要望して、3メートル道路を須木の方に作っていただきました。その道路は今通れる道路になっております。

ただ、今おっしゃったように、小林の方と西米良の方に265号ですかね、こちらの方にしか行けないということで、2時間ほど両方ともかかる、大変なご不便をおかけして申しわけないなというふうに思っています。石ニタ地区をとにかく早く復旧をしたいと、あそこを石ニタ地区はちょうど裏側が町有林になっておりますので、熊本県の方には個人の民有林と違ってですね、町と話せば工法はいろいろあると思うんですが、何とかなる場所ですので、そちらをなるべく早く、今、環境整備課長言いましたように、なるべく早くということをお願いをしているところです。

あそこ、タクシーですね、そこまで言わなくていいのかもしれませんが、乗り合いタクシーはあそこまで行って、槻木からこられて、あそこ歩いて今来ておられるというのと、両側に車を置いておられる方とかいろいろいらっしゃいますけども、いずれにしろ、非常に大きな負担をかけているということで申しわけないなというふうに思っております。

なるべく早急のですね、復旧を熊本県の方にはお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） それでですね、町長ご自身が県に、県庁に足を運んで幹部の方に直接お願いされたってことはあるんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、それは直接はありません。

ただ、振興局の方とはしょっちゅう連絡をとっております。振興局の土木部長、それから・・・部長というのがやっぱり県の方も同じ名前なんですけど、県の部長にも合同で災害の復旧お願いに行くときにですね、熊本県の・・・部長にはお願いをしております。

・・・部長もですね、熊日新聞を見られて、孤立住宅、孤立している地区があるということをご存じでしたので、こちらの方はお願いをしております。それから県議の方にもですねお願いをしておりますので。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 実はですね、町長直々に県庁に乗り込んでですね、ぜひそういうこう取り組みの気配をですね、見していただきたいという声もありましたので、今このことをお尋ねしたわけです。

次のですね、槻木トンネルについてどのようにお考えかという事で、この問題については1年前にも取り上げました。そのときには悠久石を始め槻木地区の観光振興、それから関係交流人口の創出、それから小林市との物流のですね、活性化のために槻木トンネルがあればもっと進むんではないかという事で、そういう取り組みを求めたわけなんです。

その中の答弁では、県道中河間多良木線の道路改良促進期成会、ここではトンネルは要望していないということでした。また町長からは、トンネルの工事費が1メートルで300万、100メートルで3億円かかるので、国も県も費用対効果を考えると思うという、そういう答弁されましたよね。

今回の崩落事故を受けてですね、トンネルがあればこぎゃん大事せんでよかという声も実はいただきました。あるいはもうその宮崎の方にいろんな用足しに行かなければいけないってんならばもう宮崎に編入してほしいという、そういう声もありました。

ところで現在の県道がですね、路肩陥没箇所が多くあります。それから毎年同様に被害が発生しますから、相当の工事費がそこに投入されています。梅雨時には土砂崩れで通行止めが発生します。冬場は積雪や凍結で通行止め規制が発生します。迂回路として町道皆越線があるんですが、こちら土砂崩れや落石等危険性が高い道路で、今回の事態で安心して利用できる道路はないということなんです、現時点ではですね。

実は私もですね、工事設計関係者にちょっとトンネルの構想、概略なんですけど、出させていただきました。石ウエ1号橋から堀切谷橋の間の現在6,500メートルの距離あるんですが、ここに1,850メートル、標高差が42メートルで道路勾配がマイナス2.3%のトンネルを抜くという、そういう設計のですね、工事費はですね、確かに概算で60億円。少ない金額ではありません。ちなみにですね、人吉と大口間の久七トンネル。これは総工費が185億円です。熊本側は1,660メートルの59億円の工事費というふうになっております。

そこでですね、何よりも槻木地区の住民の皆さんの安心安全確保の観点からですね、トンネルを要望の中にやっぱり入れるべきだというふうに思うんですが、町長はいかがお考えで

ありますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、あの槻木は四季を通して非常にいい場所であります。特に春と秋はですね、私も何回も行ってますが、非常にきれいなところです。もしあそこが観光地として須木の方に抜けて宮崎と通ることになればですね、非常にそれは多良木町の観光資源としてはすばらしいものがあるというふうに思っております。

今ちょっと冷静に考えてみますと、前々町長が4期就任にされておりました。前町長が3期就任されておりました。合計7期、28年です。この間で1番トンネル着工に近づいた時ってこののを聞いておまして、それは槻木の方が議長さんになっておられた時代ですね。この時代に前々町長ももう一生懸命頑張って県と国に働きかけをされたということで、そのころはまだまだ国県も幾らかお金の余裕はあったんじゃないかなというふうに今ほどではないんじゃないかなというふうに思います。今、国も県にもお金がないということで、なかなか厳しい状況であります。特にさっき7年の後半の3期ですね、は槻木の方が町長をされてました、前町長ですね。非常にこのことには腐心されて頑張って、私の考えでは全存在をかけるような形で要望していかれたと聞いてます。

それは当然自分の地元ですから、それは頑張ってなるべくトンネルが通ってほしいというふうに思われると思うんですが、先ほど前回のご質問のときにですね、お話ししましたように、県の方は県道中河間多良木線をきちんと整備したいという気持ちでおられるということです。トンネルは先ほど言いましたように、さっきの1,850メートルだったら55億ぐらいですかね、になりますので、計算は大体近いですよ、1メートルの300万ということで。これを県の方に要望して行って、前、槻木に思い入れのある町長が成し遂げられなかった槻木トンネルというのを今の国県にお金のない時代にこれができるのかなという感じはしております。

ですから私も今のところは県と考え方同じで中河間線をきちんと整備してほしいと、中河間線は70%までもう整備されておりますので、残り30%、小林側は100%できてるんですけどですね、頑張って要望していきたいというふうに思っているところです。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 現在ですね、中河間線が今回こういうふうになってるんで余計そういう不安をですね、地元の住民の方がお持ちになるのは当然だと思うんですね。ですからトンネルっていう話もやっぱり出てくるわけなんですね。

そもそもですね、住民の生活道路を費用対効果のみで判断することに私は問題があるというふうに思います。もちろん財政的な問題ありますよ。何もぼつんと一軒家にですねトンネルを掘ってくれてという話じゃないんですこれ。でしょう。

高齢化率が85%を超えた、緊急搬送をですね、必要とする人も実際に出たわけですね。今後そういうこと出てくるでしょう。ヘリポートもあります、事業として採択するかどうかはですね、県がお決めになることですから槻木の方たちの要望もですね、いやいやトンネルっていうふうに言ってる人は少数かもしれませんし、いやいやもう自分たちはもう先がそんなにないからですね、もう無理してっていうふうな方もおられるかもしれませんが、しかし、少なくとも槻木の方たちの意見を集約して、そしてその上でどういう方法がいいのか、そのトンネルも含めてですね、検討していただきたいというふうに私は思っているのです、そのことを申し上げて二つ目の質問に移ります。

市房ダムの緊急放流についてということで上げてます。豪雨の最中に、市房ダムの緊急放流の予告報道がなされました。緊急放流がされていたら大変な被害になっていたのではないかと多くの住民の方がありますし、蓮花寺、茗の木の方たちは覚悟を決めたってというふう方もおられたってというふうに聞いております。

緊急放流された場合の水位の上昇や被害の程度がどのように想定されたのかについてということなんですけど、ご承知のように7月4日、洪水に対する不安をみんなが持っている最中に、8時30分に市房ダムで緊急放流の予定という報道がありました。その後、時間を変えて午前9時半から緊急放流ということでテレビ等で報道されて、危険ですぐさま命を守る行動をとってくださいと繰り返し放送がありました。

熊本県では下流の一級河川球磨川の水位が上がるとして注意を呼びかけている、これ朝日新聞ですね当日。熊本県管理の市房ダム管理所によると、4日9時半ごろから緊急放流を開始する予定。下流では水位の急激な上昇に警戒を呼びかけている。これ熊日新聞とそういう報道もありました。急激な水位上昇について、国土交通省も県も認めているわけなんですけど、もう一つ、この緊急放流時の問題としてですね、ダムの過放流、要するに放流しすぎという問題があります。

2018年、19年の2年間に台風などの際に緊急放流したダムは全国に14基あります。その内の少なくとも4基のダムが必要以上の水を下流に流していたというふうになっています。ダムに一定の調整機能があることは当然わかっています。しかし肱川流域にある鹿野川、野村両ダムをめぐっては、緊急放流中にダム下流域の大洲市と西予市でこれ愛媛県ですけど、約3,500棟が浸水して8人が死亡、下流域の住民らは国などによる損害賠償を求める訴訟を起こしています。ここにですね、ダムの持つ危険性があるわけですね。想定したものについては対応できるけども想定外の場合にはそのような事態に対応できない。

町長に伺いたいんですが、市房ダムが緊急放流した場合の水位の上昇や被害の程度、これはどのように想定されていたのか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） まず私の方からですが、ちょっと町の方ではですね、なかなか想定が難しい部分でございまして、市房ダム管理所にお尋ねをしておりますので、その回答を答弁させていただきたいと思えます。

マスコミ等で使用されております緊急放流というのは、正式には異常洪水時防災操作というふうでございまして。大雨に伴いまして流れ込んでくる流入が貯水位がですね、貯める水位が満水を超えることが予想される場合に、その水位の上昇を抑えるために放流量、流す量ですね、を流入量、入ってくる量に近づけていく操作のことということです。

放流量を増やしたとしても、流入量より多く放流することはないということございまして、今回はその操作を行う基準に至らず、実際、操作を行っていないことから、どのような被害があったかは想定できていないということございまして。

○9番（久保田 武治君） 町長何かありますか。要するに、わからないって話なんですよ。今の話じゃね。そうでしょうね。だからですね、

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） すいません、失礼しました。

結局、あと10センチだったってそういう報道出てましたですね。ですから実際に入り込んできた水をそのまま下流に流すと、今回の場合はもう既に下流は洪水だったわけですから、それに上乘せした放流がなされれば、当然、多良木ですね、下鶴、牛島も含めて、それから黒肥地側の方も含めてですね、皆さんが心配されたっていう、そういうことだったんで、もしその辺はですね、やっぱり今後想定しておく必要があると思えますので、その点はやはりきちっと一定のシミュレーションというのはできると思えますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

三つ目のですね、市房ダムが決壊した場合のハザードマップについてということで上げてます。市房ダムが決壊した場合についてのハザードマップが必要だと思うんですが、県あるいは国交省はそういうものを想定しているのかどうか。想定してなければ国県に求めるべき

だというふうに私は思うんですが、町長はどのようにお考えかということなんです、ダムが決壊について検索をしてみますと、日本と世界のダムの決壊、崩壊、越流事故の一覧というのが出てきます。日本では幌内ダム決壊事故、平和池決壊事故、夜明ダム決壊事故、藤沢ダム決壊事故などが出てきます。海外の事例も出ています。

結局、予測のつかない集中豪雨、巨大地震や巨大な台風などが日本で起こる事態に今なっているわけですから、当然、ダムの決壊も想定したですね、ハザードマップが必要というふうに私は思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

ちなみに人吉のですね、今回の被災地、これはですね、人吉が作ってるハザードマップとほとんど合致しておりました。今述べたことについて一つ答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） この件に関しましても、市房ダム管理所にお尋ねをしておきまして、その回答といたしましては、日本のダムは国が定めた設計基準に基づき建設されており、全国的にもこの基準で建設されたダムで決壊した事例はないことから、ダムが決壊した場合のハザードマップは必要ないものと認識しているということでございました。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） いかにも役所的なそういう回答だったと思います。実際、決壊してないことないですよ。だから裁判が起きているんですから。

二つ目ですけどね、今回の雨は50年に1度、100年に1度の豪雨というふうに言われています。国交省も1000年に1度の豪雨を想定したハザードマップを作るように指示をしているというふうに聞いてるんですが、想定を超える洪水に対する新たな考え方がやっぱり必要とされると思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 仲川総務課長。

○総務課長（仲川広人君） お答えいたします。ハザードマップにつきましては、今年度策定を予定いたしております。前回は平成28年度に策定しておきまして、その時には5年を目安に作成予定ということにしておりましたが、1年前倒しで作成をするという予定にいたしております。

当然、今ご質問にありましたとおり、国県が1000年に1度程度の想定最大規模降雨によるハザードマップをとということでありますので、そういった1000年に1度程度の浸水想定区域をもとに作成を予定をいたしております。

○議長（高橋裕子さん） ここで休憩入れてよろしいですか。

ではここで暫時休憩いたします。

（午前10時57分休憩）

（午前11時4分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。9番。

○9番（久保田 武治君） 四つ目のですね、川辺川ダム建設促進協議会の決議内容についてということで上げてます。

今回、促進協議会で川辺川ダム建設を含む治水対策を講ずるとの決議がなされております。想定を超える豪雨時には、ダムがあっても役に立たない、あるいはダム建設よりか生活再建や復旧復興に予算を使うべきだっていう声も上がっております。そこでどのようにお考えかという問題なんです、今回の豪雨についてはですね、8月19日に令和2年7月球磨川豪雨検証委員会の開催が発表され、8月25日に第1回が開催されました。ところがこの検証委員会が開催される前の8月20日にこの川辺川のダム建設促進に関する流域市町村決議が上げられています。

川辺川ダム建設が白紙になったのは、町長もご承知と思いますが、一つは農家の利水裁判での勝訴、それから球磨川漁協の漁業権収用を否決した、そして人吉市、相良の市長がダム

建設に反対という声明を上げられ、そしてまたそれを受けて蒲島知事が球磨川は守るべき宝ということでダム建設に反対ということで、これはある意味での流域の住民の民意によって白紙になったわけですね。

一つはですね、これから検証をするという、そういう時期に民意の把握もそういう聞き取りも何もない中でこの決議がですね、上げられたわけなんですけど、この決議に町長はどういう理由で賛成をされたのか。簡潔にお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 簡潔にということで、なかなか簡潔にいかないところもありまして、はい。

平成20年ですかね、そのときに蒲島知事がダム白紙に戻すというふうに言われてから12年ほど経ってますけれども、あのときの状況と今の気候変動は全く違いますよね。それはもう先ほども議員もおっしゃったとおりなんですけども。

言われたとおり8月20日に錦町のパルテール福寿庵で流域12市町村集まって、川辺川ダムを含んだですね、治水対策ということで合意をしました。そして、おっしゃったとおり8月25日に県庁地下大会議室で会議がありまして、そのあと蒲島知事がああいうダムを否定するものではないと、ダムも含めたという言葉も出てきておりますので、まずお話しておかなければならないことは、実際に65名が亡くなっておられるんですね、人がですね。それはもう議員もしっかりとその辺は憂いておられると思うんですが、それも65人のうちの多くが高齢者の方々です、逃げおくれた方々ですよ。

行政の果たさなければならない役割の1番先に上げなければならないのが住民の方々の命を守るということですね、ですからこれは論をまたないところなんですけど、12市町村の皆さんが1番心配しておられるのは、これまで12年間、水害がなかったからそれはよかったんですけども、ダムによらない治水を検討してきたけれども、なかなかそれが皆さんの合意に至らなかったっていうことがあります。

人吉球磨に住んでいる方々の命を守るために、ダムの建設を含めた議論を今からしていきましようということですよ。ですから、ダムがあっても役に立たないとか、生活再建復旧に予算を使うべきだと、これはわかりますけれども、しかしダムがあっても役に立たないっていうことは今回の事例を見る限りなかなか断言はできないというふうに思います。誰がそう、例えばダムがあっても役に立たないということに、そういう論調に責任を持つ人は、多分持てる人はいないと思うんですよ。

今回の豪雨をこれから検証していく中で、科学的な根拠に基づいた数値が示されていくと思います。これは国土交通省が行うわけですけども、基本的にダムがあっても役に立たなかったんでしょかと、これは作っていませんのでですね、何とも言えませんけれども、行政にも当然責任ありますけれども、やはりそのときは住民の85%ぐらいだったですかね、熊本県の住民の方々が県知事の白紙撤回を支持されたということですが、しかし時代がずっと変わってきておまして、今の状況ではなかなか厳しいかなと思います。

ですから、やはりこれはダムも含めた論議をしていかななくてはいけないというふうに思っております。そういう意味で賛成をしました。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今回、第1回の検証委員会についてですね、流域の市民団体が抗議と提言を行っているという、町長も恐らくお読みになったと思いますが、その内容はですね、一つは川辺川ダムがあれば今回の洪水は防げたというそういう結論ありきですね、議論が進められることへの懸念です。というのは京都大学の名誉教授で以前国交省のですね、淀川流域委員会、そこの委員長をなさった・・・さん。この方は朝日新聞紙上で水位と流量の観測結果から推定する人吉の流量は毎秒8,500トンを超えており、ダムがあっても人吉市

の甚大な被害は避けられないというふうに述べて、国交省は人吉市の流量を過少に、ダムの効果を過大に評価している。もっと詳しい検証が必要だというふうに述べられています。

またそもそも今回の豪雨域は市房ダムや川辺川ダム予定地の上流域ではなくて線状降水帯がですね、少し北にずれてダム流域に重なっていたら緊急放流が避けられずに、被害がさらに悲惨なものになったということを想定される。つまり定量治水、一定のですね、そういう枠の中での治水っていうのは限界だと。ですから実現可能な対策を積み重ねて、対応できる洪水の規模を大きくする非定量治水に切りかえるべきですというふうに述べておられるんですが、このような意見に対して町長はどんなふうに思われますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、いろいろ大学の先生あたりは言うておられますけれども、問題の核心は何なのかということです。

問題の核心は湯前町や多良木町、多良木町も昨日の人吉新聞ですかね 90 センチ水かさが増すということ、ダムが放流していたらですね、そういうふうに言われましたけれども、実際近所の方々から聞いてみると、もう川の堤防の上を川が流れていたというふうなことを言うておられる方もいらっしゃいますので、多分 90 センチまた水が増えてたらですね、幾らか越水してたかなというふうには思いますけれども、問題の核心は、多良木、あさぎり、錦あたりの問題ではなくて、人吉と球磨の問題なんですね。

今おっしゃった毎秒 8,000 トンの水が球磨川本流と支流全部入り込んで人吉市と球磨に流れ込むということが 1 番の問題なんですよ。ですから亡くなった方がいらっしゃる。でそれをどっかでカットしないとなかなか流れ込む水をどうしようかっていう悠長な論議はなかなか今から来年も来るかもしれないということがありますので、そこらあたりも含めたところで今の気候変動考えたらですね、なかなか、もう早く何とかしなくてはいけない。だから、やはり川辺川ダムも含めた治水対策を考えていくというふうなあれ書き方になってますけども、そういうことであります。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） そこですね、先ほど町長もおっしゃいましたけど、60 名もの住民がですね、なぜ避難できずに命を落とすことになったのか、このことは非常に大きな問題ですね。川辺川ダムがあったら、あたかもその人命が守られたかの様に新聞でも語られる人もいるわけなんですけど、やっぱりこれは現実を見ない印象操作、そのそしりを免れないんじゃないか、つまり尊い命がですね、なぜ失われたか、そのことをきちっと検証すべきだっていうふうに思ってるんですが、当然、町長もそう思っておられると思うんですね。

それで結局ですね、被災された住民、あるいは住民団体、またさまざまな意見を持つ専門家を加えてですね、検証委員会をやっぱり開くべきではないか。私も人吉球磨に何回も被災調査入りました。その中でやっぱり莫大な費用をかけるダム建設より復興に全力をまずは上げていただきたいという被災住民の方の共通の声をたくさんいただきました。

ですから、十分な検証と住民の声をもとにその上で町長は判断をすべきだというふうに私は思っているんですが、町長どんなふうにお考えになりますか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 今ちょっと莫大なお金がかかるダム建設というふうにおっしゃいましたが、今の国土交通省の考え方は私は正しいと思うんですが、被害が起こったらほんと悲惨です。人吉市も球磨もほんとにこれからまた復興に向けて大変だと思うんですが、また人口も減っていくということを懸念されておりますし、非常にもう起こったら本当に悲惨だと思いますので、それが起きる前に何らかの手だてを講じておかななくてははいけないということです。

川辺川ダムは 2008 年に中止がされていなければ、2017 年にはできていたはずなんですね。

できて、それができてたできなかつたとかいう論議の前にやってないのでわかりませんが、作られてないので、1,100 億円ですよ、予算がですね。でも今度は安倍首相が人吉に来て 4,000 億っていうお金を投入すると言ってます。これはやはりダム建設よりも大きい金額が被災をした後に起きたというそれだけ投入しなければならなくなったということです。やはり今おっしゃったように、流域もしくはそのいろんな知見を持っておられる方々を集めて、確かにその論議をするのはいいと思いますけれども、それは国土交通省が主催するそういう研修会とかもあっておりまして、私も実際話を聞いたんですが、そういうダム建設イコール悪とかですね、公共事業イコール悪とかそういうことではなくて、やはり人の命を守るためにはどうしたらいいのかっていうことを考えたときに、やはりダムの建設を含んだ、要するに川辺川のダムをカットする、ですから今度もし来年同じようなものがきたら、それで延々とそういうことを続けていたら、なかなか人の命を守ることができないという流域市町村、10 市町村と芦北町、八代を含めた流域町村の皆さんの切実な何ていうんですかね、何とかしてほしいという気持ちが今回の 25 日の県庁地下大会議室であったときの皆さんの必死な気持ちが伝わってきましたので、やはり 12 年かけて検証してダムによらない治水を検証してきましたけれども、これは 50 年とか 100 年かかるような事業が 10 項目において挙げられます。

ですからこれではちょっと間に合わないんじゃないかなという気持ちが流域市町村の皆さんの中にあつたというふうな印象を受けましたので、そういう声明文が読み上げられたんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9 番。

○9 番（久保田 武治君） もちろんですね、行政のトップとして、まさにその住民の命、生命、財産を守るっていう、その責任を当然、皆さん感じておられますから、どういう方法がいいのかっていうことを含めて、当然、その中で今回ダム建設もってそういうことだと思んですが、この問題についてはですね、引き続き 12 月にやりたいと思ってるんで、これまでにしますが、少なくともですね、町民はみずからの生命、財産にかかわるダム建設を町長に白紙委任してるわけではありません。そうですね。ですから、ダムありきで進むべきではないというふうに私は考えておりますし、そのことはですね、私、強く申し上げておきたいというふうに思います。今後またさらにいろいろ町長と議論をというふうに思いますんで、次の 5 番目の問題に移りたいと思います。

生活保護制度の利用についてということで上げてます。コロナ禍のもとで、全国的に生活保護の利用者が急増しております。本町の現状はどうかっていうことなんです。

コロナの影響はリーマンショックあるいは東日本大震災の規模をはるかに超えて、雇用形態を問わず、あらゆる産業世代に深刻なダメージを与えています。最近の熊日新聞でも県内主要企業の 64%が今期の純損益の見通しについて減益または赤字との回答で業績悪化の懸念を強めているというふうに報じております。さらに厚生労働省もコロナ感染拡大の中で、全国で非正規労働者を中心に解雇や雇止めが 5 万人を超えたと発表しました。当然ながら本町でも同じような状況がやはり進んでいるんだっていうふうに思うんです。

このような事情を反映して、全国的には生活保護者が急増しています。そこでこの 3 カ年の本町でのですね、生活保護の相談や利用状況についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それでは答えいたします。3 カ年の本町の生活保護の利用状況ということでございますけれども、平成 29 年度の受給者数が 69 世帯 78 名でございます。平成 30 年度が 66 世帯 73 名です。令和元年度が 69 世帯 83 名となっております。令和元年度につきましては前年と比べまして 3 世帯 10 名の増となっております。

またですね、本年の 4 月から 8 月までの受給者につきましては、6 世帯 9 名は増えたんです

けども、1世帯5名はちょっと支給が外れまして、全体的には前年度よりも少し増えているような状況でございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、積極的な広報によって制度の周知をですね行うべきではないか。これはですね、生活保護制度は憲法25条、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、この生存権を保障した具体化したものですね。生活保護の利用者は2020年1月、今年の1月で約207万人。貧困と格差の拡大で利用者が増加していたにも関わらず、この間は減少傾向にあります。

先ほど課長の答弁にもあったように、増えたり減ったりって感じなんですけど、この現象はですね、生活保護基準の引き下げによって法を利用できる対象世帯が減ったためというふうに考えられています。生活保護については、差別や偏見の対象となって負のイメージがあります。マイナスのイメージがあります。今でも生活保護の利用を恥ずかしいと考える人々が大勢いることも事実です。過去には、芸能人の母親が生活保護を受給していたとか、あるいは保護費で麻雀あるいはもうギャンブルやってたとか、あるいは暴力団がですね、生活保護を使ってたとかっていうそういうことでの生活保護へのバッシングもありました。

生活保護のいわゆる捕捉率、保護を利用できる人のうちどれだけの人が実際に利用できているのか。これは政府の統計あるんですけど、せいぜい4割程度となっております。日本の社会保障制度の多くは申請主義です。自分で申請しなければ保証が受けられないというふうになっています。ですから制度を知らないことには利用につながりません。

生活保護制度があるということを知らない、あるいは知っていても正しく制度を理解していない、そういう住民も多くいます。かつて北海道で年老いた母親と娘が貧困のために電気やガス、水道を止められ、餓死した悲惨な事件もありました。県内でも商売に行き詰まって一家心中された、そういう事件もありました。

自治体としてですね、必要な人には保護が受けられる、こういう制度があるんですけどってことをですね、図るべきだというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。議員申されましたとおり、生活保護制度につきましてはですね、住民の方に周知するべきだとは思いますが、現在のところはですね、生活保護制度についての積極的な広報はしていない状況でございます。

ただですね、今回、コロナ禍に関連します、生活福祉資金特例貸付制度というのがございますけども、そちらの周知につきましては、多良木町社会福祉協議会の方からホームページや町の広報誌等を通じて行ってもらっておるところでございます。

今後におきましても熊本県や社会福祉協議会と連携を図りながら、そういった周知の方も対応していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今回のコロナのもとでですね、例えば雇用調整助成金だとか、あるいは持続化給付金、これもかなり国民の声もあって増額をされたりってことがあるんですが、一定の手続が必要で、それがすぐにですね、支給されるわけでもないっていう、そういう限界があって、その間に資金が尽きていわば生活困窮してどうするって話の人が出てくる。その中で生活保護の利用をどうするかというそういう観点から私問題を出しているわけなんです、やはりその点はですね、貸付金つっても、要するにいずれは返済しなきゃならないってことで支給されるわけではありませんでね、やはりその辺も含めた保護制度の活用、そういったものをですね、ぜひやっぱり機会を通してですね、やるべきではないかというふうに私は思うんです。

三つ目にですね、4月7日の厚労省社会援護局保護課発出の事務連絡、新型コロナウイルス

感染防止等のための生活保護業務等における対応についてという文書が出ておると思いますが、それを踏まえて相談者に寄り添った制度の運用がなされているのかどうなのか。このことについてちょっと伺いたいと思います。

この事務連絡は都道府県、指定都市、中核市の生活保護担当課あてに出されたものですが、当然ながら各自治体でもその趣旨に即した対応が求められるというふうに私は思っています。一つはですね、保護の申請相談にあたっては、保護の申請書を確認した上で、申請の際の聞き取りを簡易にするように通知されました。もちろん今回コロナっていうことがあるので、長い時間面接しないでくださいとかそういう背景もあるんですが、しかしこれはですね、適切な保護の実施にあるとおりに、面接時の適切な対応、つまり保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むことというその通知なんですね。ですから、その上で速やかに保護決定をですね、行うように留意されたいっていうそういう文書です。

本町ではこのような対応はなかったと思うんですが、例えば最初の相談に行ったときに、まるで警察の取り調べのように生育歴、職歴、家族歴を聞かれて申請に3時間もかかった。あるいは仕事を探さないでと説教をされて、もうだから生活保護は受けたくないという実態がですね、全国で報告されています。

そこで今回の通知を受けて、本町ではどのような対応をなされるのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。この通知につきましては、ただいま議員申されましたとおり、各都道府県に発出された文書となっておりますけれども、その中でも市町村業務にも関連しますので、その部分についてお答えいたしますと、まず相談等での本町の対応につきましてはですが、今、対応につきましては生活保護担当者が主に窓口で対応しておりますけれども、今議員が申されましたようなまるで取り調べのようになっていような、そういったところは見受けてはおりませんので、丁寧には対応しているところは見ております。

またコロナ禍が今現在ありますので、長時間にならないようにですね、例えば電話等でできる部分は電話等で聞き取りをしたり、どうしても対面する場面もございますので、お客さんと対面する場合におきましては、対人距離を確保するように、またマスクは絶対着用して対応するよということですね、新型コロナウイルスの感染のリスクを最小限にするよな対応はとっておるところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） もう一つですね、今回の事務連絡で自動車の保有要件が緩和されていますね。通勤や通院、求職活動については地域性を考慮するというふうになっております。どのような配慮、対応をなされるのか、保護の決定そのものは福祉事務所がですね行われますが、当然窓口となる町民福祉課あるいは社会福祉協議会なりのそういう対応をどんなふうになさるのか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。ただいまの自動車の保有要件の緩和につきましては、議員申されましたとおり県がですね、対応するといいますが、保護の要否の判定につきましては県の福祉事務所の業務でございますので、そういったところの緩和につきましては県が対応するものと思っております。

ただし実際は町の窓口あたりに相談にこられる場合がございますので、そういった生活保護の相談に見えられた際にはですね、そういった自動車の保有要件の緩和等につきましてはの情報あたりを来られた方に、相談者の方にこういうこともありますよというような形で伝え

ていけるようにはしていきたいと思っておりますし、担当もそのように行っておるとい
ころでございます。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） ぜひですね、まさにそうですね、親身に親切にそういう対応をして
いただきたいと思います。

もう一つですね、医療扶助についての運用も緩和されていますね。被保護者が病院受診の
際に、自治体窓口で医療券を交付していたものを電話連絡などで申請できるっていうふうに、
そういう文書になってるんですが、本町での今後の対応はどのようになるのでしょうか。そ
の点ちょっとお伺いします。

○議長（高橋裕子さん） 大石町民福祉課長。

○町民福祉課長（大石浩文君） それではお答えいたします。医療券ですかね、医療券の交付に
つきましては、こちらでも実際は県福祉事務所の方が行う業務ではございますけれども、町は
どういった対応と申しますか、そういった業務をしているかと言いますと、町の方にそうい
った診療をしたいという、病院に行きたいというようなことであった場合は申請書を町の方
で準備しておりますので、申請書を書いていただくということになります。

申請書を書いていただいて、申請書の診療依頼書というのがございますので、その診療依
頼書の方を本人さんにお渡しをして、それから病院に行ってくださいまして、そしてそのあ
とに県の方から医療券が医療関係者との間に交わされてっていうような流れになっておりま
すので、町としましては、そういった申請に来られればそういった対応をしますけれども、例
えば先ほど言われましたような電話等ですね、されたりした場合はですね、そういったと
ころ電話で聞き取りをしまして、その内容を福祉事務所の方にお伝えをして、そういった通
常行います申請書を書くようなところをちょっと省いてですね、そういった対応は現在も行
っておりますので、今後におきましてそういった対応でそういった窓口だけでなく電話
対応での本町の対応もしていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今いわゆる安倍政治のもとで貧困と格差が拡大してきたことはもう
ご承知のとおりなんですけど、その中でいわゆる自助、共助、自己責任が非常に強調されて、
政治や行政が救済すべき社会的弱者の声が届きにくく、支援がやはり立ち遅れてきたと思
います。

先ほども申しましたけど、安倍政権が2013年にですね、平均6.5%の給付水準引き下げを
強行しています。現在ですね、それをめぐって、全国29の都道府県で1,025人が原告となっ
て、給付水準引き下げが違法だということで裁判が闘われています。

安倍首相は6月の国会、この間もずっと国会開けて言ってますけどもとうとう逃げ回っ
てもう辞職ということになったんですが、我が党議員の質問にですね、命と健康を守るため
に生活保護をためらわずに申請をしてほしいというふうに安倍総理が答弁したんです。つま
りコロナ禍のもとで貧困のもとで、これは本当にこの人たちを助けなければという思いをや
はりこの言葉にも表してるんだというふうに思うんです。あるいはそういうせっぱ詰まった
事情が進んでるっていうことだと思うんですね。

今コロナ禍による失業や減収で生活が窮迫した町民を保護する、必要とする人たちへのそ
ういうケアが行政に求められているというふうに思います。その意味ではやっぱり親身に寄
り添った行政が求められているというふうに思うので、ぜひそういう立場ですね、こうい
う生活保護の問題については取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、最後に町
長の考えを聞かしてください。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、生活保護の場合はですね、これはもうご遠慮なく申し出てい

ただきたいと思います。

私は社会福祉協議会の方にも関わっておりますので、今、生活福祉資金の特例の貸し付けというのがあります、こちらもたくさん上がってきてます。これは議員おっしゃったような、それまでいただいてた給与が減額されたっていうのが非常に多くてですね、やっぱりこれはコロナ禍ではないかというふうに思っております。

福祉事務所が対応して県の方で調査をして県が決めていかれるっていうのはもう最終的なことなんですけれども、町としては本当に困っておられる方々にはですね、誠心誠意きちんと寄り添った形で対応していきたいと思っておりますので、それはもうこれからも変わりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 今の町長ですね、ぜひそういうことでしっかりと受けとめていただければというふうに思っています。

最後ですね、少人数学級実現の取り組みについてということで上げております。これは6月議会でもちょっと取り上げたんですが、それ以降ですね、少人数学級を求める動きが全国的に広がってきました。コロナ対策や児童生徒の学力向上策として、地方からも要望していくべきではないかというふうに私も考えてますんで、それについてどのようにお考えかという、そういう質問です。

まず少人数学級をめぐってですね、全国知事会、市長会、町村会の3会長が7月3日に政府与党に少人数学級実施を要請しました。それに続いて7月30日、全国の四つの校長会、小学校、中学校、高校、特別支援学校が文部科学大臣に少人数学級を要望しています。これまでにない動きが広がってきました。

コロナのもとで現在1クラス40人、小学校1年生だけは35人以下っていうふうに、そういう学級編成になってるんですが、要するに今ですね、40人の学級編成では密接密集が回避できないことは、これはもう当然のことであって、全国的に問題となっております。

それだけでなく、学びの遅れや、子どものストレスに対応するきめ細かな指導体制と子どもの個性が大事にされて、しっかりとした学力の向上を図る上でも少人数学級の実現は急がれるべきだというふうに私は思うんですが、そこで教育長に伺いたいんですが、少人数学級の学習効果については、教育長どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 失礼します。少人数学級の教育効果についてのお尋ねであります。

結論から申し上げますと、大いに効果があると私は思います。例えば今の1クラスの学級の人数は文部科学省の方で国の編成基準がですね、決められております。小学校1年生は35人、2年生も35人、あと小3から中3までは40人学級になっておりますですね。ただこの学級編成基準はですね、柔軟な取り扱いというか、これが認められておるわけですよ。

それで全国的にどうなってるかなあと調べてみましたところ、この柔軟な弾力的な運用ですよ、これをやっているところが結構ありまして、1番進んでるところは秋田県です。秋田県は驚くなかれ、小1から中3まで全部30人学級です。次は福井、福井は小学校1年生から6年生までが35人ですね、すいません、4年生までが35人で、5年と6年はこれ中途半端ですけど、36人になってますね。これはどうしてでしょうね。聞いてみないとわかりませんが。あとは中学校1年が30、2年、3年が32、32となっております。これは福井です。それから石川、石川も小1から小4までは35人、5年、6年は40、中1は35、中2、中3は40です。

今申し上げました県はどういう県でしょうか。全国学力調査で常にトップクラスに入っている県ですよ。ただいま議員お尋ねありました教育効果をどう考えるかということですけど、はっきり申し上げて、やはり1クラスの人数は少ない方がいいということです。どんな仕事

も人間が多い方が捗りますし、手も届きますよね。その1クラス40人の学級と1クラス20人ぐらいの学級と担任の先生が指導する場合、とても20人学級の方が手が届きますよ。学力が上がらない原因の一つは、1クラスの人数が多過ぎるからです。英語で言えば、英語の基本文法なんか教えますけども、それは1回教室で授業してわかるもんなあんまりありません。帰って復習を繰り返し繰り返しやるものはよくわかりますが、そういう子どもばかりではありません。でわかったらんもんば呼んでわかるまで教えなければいけないんですよ。ところが教えられないんです、多過ぎて。そしてわからんまんまに次の学年に進んでいくわけです。落ちこぼしですこれ。落ちこぼれじゃなくて、教師が落ちこぼしてるんですよ。これを改善するためにはやはり少人数学級しかありません。

熊本県の実態を申し上げます。熊本県は国の編成基準どおりです。だから、県の基準どおりやらずに、少なめにするところは県の予算でお金を出してるわけです。要するに米百俵の精神です。教育にお金を使っているんです。やはり秋田とか石川とか。米百俵です。したがって、多良木もですね、やはり少人数学級をぜひ実現をして、子どもたちの学力効果を上げていく必要があると思っております。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 熱い答弁ありがとうございました。

それでは次にですね、6月議会で取り上げたときには、コロナ対策の観点からの少人数学級ということだったんですが、その際に本町ではですね、少子高齢化のもとでほとんどのクラスが実際、少人数学級になってるんですけども、40人学級が多良木小に1学級、30人以上は多良木小に4学級、多良木中に4学級ある。そういう課長の答弁でした。ですね。

実はですね、7月20日の政府の教育再生実行会議というのがあったんですけど、文科大臣がですね、義務教育の普通教室の平均面積が64平米だとして、身体的な距離を確保しながら40台の机を並べることはできない。そのことを認めて、私自身は少人数学級を目指すべきだと思っているというふうに語ったという議事録があります。

すぐやろうと思えば国のコロナの第2次補正予算の予備費10兆円の一部を使えばできることになるんですが、それはしかし来年度に予算要求をするという話なんで、先送りになりますね。

そこでですね、国の対応を待たずに、町独自で予算を措置して教員を3名から4名配置すれば、少人数学級が実現できる、そういうことになります。その点について教育長どのようにお考えになるかまず伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 今のお尋ねは、市町村雇いの教職員の件ですね、はい。

現在県で、都道府県で予算を持って少人数学級編制してるところありますが、それじゃあ市町村で独自に雇うことはできないのかというお尋ねです。結論から申し上げますとできます。ただ問題は財政と人材確保です。金があるか人がおるかです。これがクリアできればもちろんできるわけですよ。だから多良木町もそこはクリアできれば少人数学級が市町村雇いでできます。多良木町雇いでできます。

ちなみに、熊本県内でですね、市町村雇いをしているところはですね、小国、それから高森、南阿蘇、阿蘇ですね、玉名、氷川町、それから熊本市ですね。今申しあげました市町村が市町村雇いで雇っているところがございます。ですから少人数学級実現するためには、県もですが、市町村でもできるということです。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） そこでですね、財政の権限をお持ちの町長に伺いたいと思うんですが、今の教育長の答弁を受けてどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 財政的な問題で非常に難しいですよ。

実はですね、私も、連立方程式もですね、関係代名詞も塾で習いました。それでわかりました。学校で多分わからなかったと思います。ですから、本当は学校でそういうのをきちっとわかるまで教えていただくというのがですね、教育の本当のあり方だと思うんですけども、問題が出てくるのは確かに教育長おっしゃるように、予算的な面ですよ。

予算的な面で、今先生方がどのくらいの給与で、県の方で県職員として雇われてるかっていうのはご存じだと思いますので、これはあれなんですけど、町の職員よりもはるかに高いと思います。そういう方々を町で雇っていくというのはなかなか難しいと思います。

難しいのはやっぱり財政的な面だけですよ。ここが解消すれば、少人数学級も可能だと思いますので、ぜひですねそういう形の政府の予算を措置をしていただければ、それはもう1も2もなく手を挙げて、そちらの方に移行したいと思っておりますので、ただ、おっしゃるとおり教育長言われるとおり、財政的な問題で非常に難しいところがあるかなというふうに思っています。

○議長（高橋裕子さん） 9番。

○9番（久保田 武治君） 先ほど教育長がですね、米百俵っておっしゃいましたが、百俵までいかななくても米50俵ぐらいの精神で、町長は来年選挙もありますしね、そういうことを含めて、一つの目玉としてですね、政策として打ち出されてもいいんじゃないかと思っておりますけど。大変価値のある、そういう財政の使い方だというふうに私は思いますので、ぜひご検討いただきたいと思うんですが、要するにですね、多良木の宝、未来の宝であるその児童生徒によりよい教育環境を整備することは私たち大人の責任ですよ。ですからそういう立場で町長、教育長にはですね、少人数学級のために、是非国にもですね、そういう声を強く大きな声を上げていただきたい。そのことを申し上げて私の質問を終わります。

○議長（高橋裕子さん） これで9番久保田武治さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時53分散会）